

3 医 務 第 3484 号

令和 4 年 3 月 11 日

各 保 健 所 設 置 市 長 殿

愛知県保健医療局長

(公 印 省 略)

土砂災害に対する防災訓練の実施について（依頼）

このことについて、令和 4 年 3 月 8 日付け 3 災対 845-4 号及び 3 砂第 535-4 号で防災安全局長及び建設局長から連名で別添のとおり通知がありました。

つきましては、管内の医療機関に対し周知するとともに、貴所の業務の参考にして下さい。

担 当 健康医務部医務課医療指導グループ

電 話 052-954-6275 (ダイヤルイン)

都道府県防災主管部（局）長 殿  
都道府県砂防主管部（局）長 殿

消 防 庁 国 民 保 護 ・ 防 災 部 防 災 課 長  
（ 公 印 省 略 ）  
国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局 砂 防 部 砂 防 計 画 課 長  
（ 公 印 省 略 ）

土砂災害に対する防災訓練の実施について（依頼）

防災行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年においても、8月には平年を上回る土砂災害が発生するなど、全国各地で土砂災害が発生し、死傷者を伴う被害も発生しました。

一方で、近年土砂災害が発生した地域において、行政や地域住民等の連携による早めの避難により難を逃れた事例や、避難確保計画を策定し早期避難を習慣にしていた要配慮者利用施設において人的被害を免れた事例など、地域のつながりや平時からの訓練が効果的に働いた事例の報告を頂いております。（参考別添）

各地方公共団体においては、令和4年度についても、6月の土砂災害防止月間を中心に、防災部局と砂防部局が一体となり関係機関と連携し、新型コロナウイルス感染症の状況等に応じて感染防止策を講じつつ、防災訓練を実施するようお願いいたします。また、この旨、管内市町村に対して周知するとともに、下記について御助言いただくようお願いいたします。

記

1. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下、「土砂災害防止法」という。）第3条に基づく土砂災害防止対策基本指針（令和3年8月31日国土交通省告示第1194号）四1において、市町村は関係行政機関と連携し実践的な避難訓練を実施すること、土砂災害警戒区域の住民等が主体となって実施するように促すとともに支援することなどを求めており、令和4年の避難訓練は、土砂災害警戒区域が存する市町村において、土砂災害警戒区域内の住民等を対象に少なくとも年1回確実に実施すること。
2. 令和3年5月の土砂災害防止法改正により、土砂災害防止法第8条の2第5項において要配慮者利用施設管理者等は防災訓練を行い、その結果を市町村長に報告することが義務づけられたことを踏まえ、要配慮者利用施設の避難確保のため、同管理者等に対して、市町村とも積極的に連携を図って訓練を実施するよう働きかけること。

3. 市町村の防災訓練の実施に要する経費について、普通交付税措置が講じられていること。

担 当：消防庁国民保護・防災部防災課

震災対策専門官 西岡、防災調整係長 青木

電話：03-5253-7525 FAX：03-5253-7535

国土交通省水管理・国土保全局

砂防部砂防計画課 地震・火山砂防室

企画専門官 松本、地震対策係長 今野

電話：03-5253-8468 FAX：03-5253-1610

# 日頃の備えにより被害を逃れた事例(長野県茅野市)

参考別添

- 令和3年9月5日、長野県茅野市下馬沢川において、複数の民家が巻き込まれる土石流災害が発生。  
○地域では例年避難訓練を実施し、災害への意識を高めていたことに加え、避難指示発令後、防災無線により避難を呼び掛けたり、市消防団員等が住民に直接声を掛けて回り、住民の多くが事前に避難して人的被害はなかった。

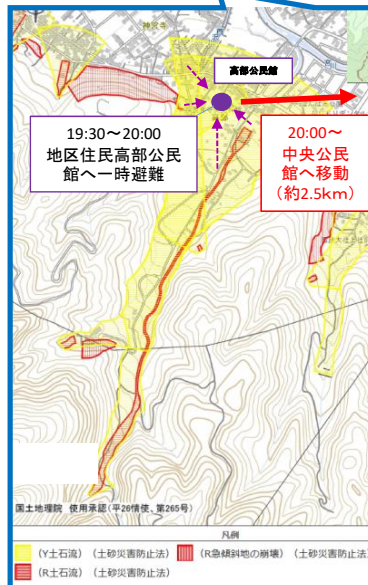
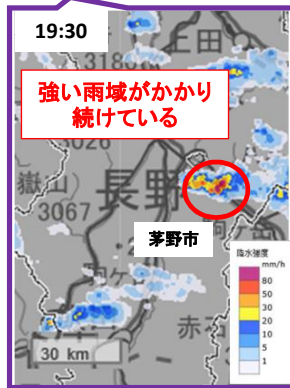
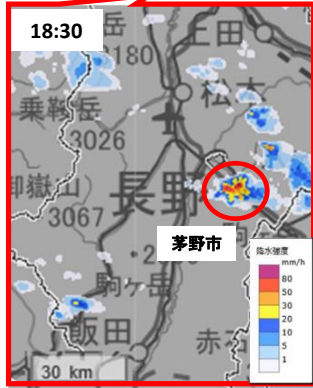
大雨警報  
(土砂災害)発表

土砂災害警戒  
情報発表

避難指示発令

土石流発生

9/5 18:34 19:40 19:45 地区の多くの住民が避難 (夜間)



【被害状況】  
人的被害:なし  
全壊:3  
床上浸水:4 床下浸水:29  
非住家:52

茅野市における日頃からの取組



防災マップの作成



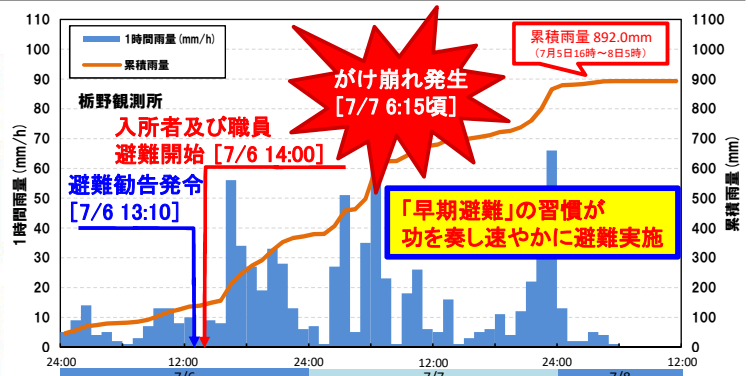
避難訓練の実施

# 要配慮者利用施設が事前の備えにより難を逃れた事例(大分県日田市)

ひたし

- 令和2年7月豪雨において、大分県日田市中津江村栃野地区に位置する高齢者福祉施設「安寿苑」(土砂災害警戒区域内に位置)でがけ崩れが発生。施設に被害が生じたものの、前日に入所者らが避難したため人的被害はなかった。  
○同施設では約10年前に避難計画を策定。近年多発する豪雨に対応するため、「警戒レベル3で避難する」ことを盛り込むなど早期避難を習慣にしており、今回も速やかに避難したことで難を逃れた。

土砂災害警戒区域等の指定状況



施設周辺の土砂災害の発生状況



各種防災情報の発表・発令状況

- 【災害の経緯: 令和2年7月豪雨】  
6日(月) 2:30 大雨警報発表  
11:40 土砂災害警戒情報発表  
13:10 避難勧告発令  
14:00 避難開始  
(入所者3名、職員5名が中津江振興局へ避難)  
16:30 避難指示(緊急)発令  
7日(火) 6:15頃 施設周辺で土砂災害発生  
8日(水) 11:37 土砂災害警戒情報解除

3 災対第 8 4 5－4 号  
3 砂第 5 3 5－4 号  
令和 4 年 3 月 8 日

県 民 文 化 局 長  
福 祉 局 長  
保 健 医 療 局 長 殿  
建 築 局 長  
愛知県教育委員会事務局長

防 災 安 全 局 長  
建 設 局 長

土砂災害に対する防災訓練の実施について（依頼）

このことについて、令和 4 年 2 月 25 日付けで、消防災第 5 1 号により消防庁国民保護・防災部防災課長から、国水砂第 4 3 6 号により国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長から別添のとおり依頼がありました。

これを受け、本県におきましても防災安全局と建設局が協力して、土砂災害に対する防災訓練の実施に取り組んでいくこととしておりますので、関係各局におかれましても、別添依頼の趣旨を十分御理解の上、御協力いただきますようお願いいたします。

また、令和 3 年 5 月の「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号）の改正により、要配慮者利用施設管理者等は防災訓練を行い、その結果を市町村長に報告することが義務づけられたことを踏まえ、貴職からも同管理者等に対して、市町村と積極的に連携を図り、訓練を実施するよう御助言をお願いします。

なお、関係市町村長には、別に依頼しておりますので、御承知おき下さい。

担 当 防災部災害対策課災害対策グループ（高木）  
内 線 2 5 1 1  
電 話 0 5 2－9 5 4－6 1 9 3（ダイヤルイン）  
F A X 0 5 2－9 5 4－6 9 1 2

担 当 砂防課企画・砂防グループ（稲垣・石橋）  
内 線 2 7 4 7・2 7 4 8  
電 話 0 5 2－9 5 4－6 5 6 0（ダイヤルイン）  
F A X 0 5 2－9 7 2－6 4 1 8